山形県正社員雇用促進奨励金（移住者支援金）支給要綱

（趣旨）

第１条　知事は、新型コロナウイルス感染症の影響を起因として首都圏等から本県に移住した者（以下「移住者」という。）を雇い入れた事業者に対し、この要綱の定めるところにより山形県正社員雇用促進奨励金（以下「奨励金」という。）を予算の範囲内において支給する。

２　移住者に対し、この要綱の定めるところにより移住者支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給する。

（定義）

第２条　この要綱における次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　「首都圏等」とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県及び愛知県をいう。

（２）　「移住者」とは、令和２年９月 11 日以降、新型コロナウイルス感染症の影響を起因として首都圏等から本県に移住しかつ令和２年 11 月１日から令和３年１月 31 日までの間に県内事業者に正規雇用された者で、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす者をいう。

ア　雇入れ日において県内に居住しかつ県内事業所に勤務する者

イ　雇入れ日から１か月以上継続勤務している者

ウ　雇入れ事業主との関係において、雇入日の前日から過去６か月間に、当該雇入れ事業主において就労したことがない者

エ　雇入れ事業主の事業所の代表者又は取締役の３親等以内の親族（配偶者又は３親等以内の血族若しくは姻族）でない者

（３）　「Ｕターン者」とは、本県出身者をいう。

（４）　「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項に規定する者及びその他これに準ずる団体をいう。

（５）　「山形県移住支援金対象求人サイト JOB 山形移住支援金」（以下「移住支援金求人サイト」という。）とは、山形県が管理する移住者向け求人情報等を掲載するウェブサイトをいう。

（奨励金支給対象事業者）

第３条　奨励金支給対象事業者（以下「事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす者をいう。

（１）　移住支援金求人サイトに求人情報を掲載していること。

（２）　移住者を、正規雇用労働者として、令和２年 11 月１日から令和３年１月 31 日までの間に、新たに雇い入れかつ１か月以上継続雇用していること。

（３）　山形労働局管内に雇用保険適用事業所があること。

（支援金支給対象移住者）

第４条　支援金支給対象移住者は、第２条第２項に定める者とする。

（資格要件）

第５条　当該奨励金及び支援金の申請をしようとする者が、次の各号のいずれにも該当しないものであること。

（１）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）　暴力団員等（同法第２条第６号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）

（３）　役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの

（４）　暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの

（５）　自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

（６）　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているもの

（７）　その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

（支給金額）

第６条　事業者に対する奨励金の額は、移住者１人につき、中小企業等の事業者については 30 万円、それ以外の事業者については 10 万円とする。

２　移住者に対する支援金の額は、移住者１人につき、Ｕターン者については 20 万円、Ｕターン者以外の者については 30 万円とする。

（支給申請）

第７条　奨励金の支給を受けようとする事業者は、移住者を雇い入れた日以後１か月を経過する日から令和３年３月１日までに、山形県正社員雇用促進奨励金（移住者支援）支給申請書（様式第１号）（以下「奨励金支給申請書」という。）に、次の各号に規定する書類を添えて知事に提出しなければならない。

（１）　移住者に係る雇用契約書の写し

（２）　移住者に係る１か月分の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類の写し

（３）　公共職業安定所長が交付する移住者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

（４）　誓約書（様式第２号）

（５）　その他知事が必要と認める書類

２　支援金の支給を受けようとする移住者は、事業者の指定する日までに、山形県移住者支援金支給申請書（様式第３号）（以下「支援金支給申請書」という。）に、次の各号に規定する書類を添え、事業者に提出しなければならない。

（１）　転入先市町村の住民票の写し（前住所が記載されているもの）

（２）　振込先となる預金通帳等の写し

（３）　誓約書（様式第４号）
（４）　その他知事が必要と認める書類
３　移住者から前項による書類の提出があった事業者は、内容を確認のうえ、第１項に規定する書類とともに知事に提出するものとする。

（支給の決定）
第８条　知事は、前条第１項の規定による奨励金支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金を支給することが適当と認めたときは山形県正社員雇用促進奨励金（移住者支援）支給決定通知書（様式第５号）により、適当でないときは山形県正社員雇用促進奨励金（移住者支援）不支給決定通知書（様式第６号）により事業者に通知するものとする。
２　また、前条第２項の規定による支援金支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金を支給することが適当と認めたときは山形県移住者支援金支給決定通知書（様式第７号）により、適当でないときは山形県移住者支援金不支給決定通知書（様式第８号）により移住者に通知するものとする。

（支給決定の取消し）
第９条　知事は、支給決定を受けた事業者及び移住者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給決定の全部又は一部を取り消すものとし、当該事業者及び移住者に通知するものとする。
（１）　支給対象の要件に反している事実が認められたとき
（２）　偽りその他不正な行為によって支給を受け又は受けようとしたとき
（３）　その他知事が支給の決定を取り消す必要があると認めたとき

（奨励金の返還）
第 10 条　知事は、奨励金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に奨励金を支給していたときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとし、当該事業者に対し、知事が別に定める書面により通知するものとする。

（支援金の返還）
第 11 条　知事は、支援金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に支援金を支給していたときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとし、当該移住者に対し、知事が別に定める書面により通知するものとする。

（疑義についての協議）
第 12 条　この要綱に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、必要に応じ知事あて協議するものとする。

（奨励金等の経理等）
第 13 条　奨励金の支給を受けた事業者は、奨励金にかかる収支に関する帳簿及び関係書類を奨励金の支給を受けた日の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

２　支援金の支給を受けた移住者は、支援金にかかる関係書類を支援金の支給を受けた日の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

（その他）

第 14 条　この要綱に定めるもののほか、奨励金及び支援金の支給に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年 10 月 15 日から施行する。